



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	地域別最低賃金をめぐる審議をどう見るか：発効日の後ろ倒しが生じた意味
Author(s)	安部, 由起子
Description	本記事は「視点」というタイトルで連載されたシリーズの一部である。
Citation	労務事情, 62(1522)
Issue Date	2025-10-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/96062
Type	article
File Information	romuji_jo_1522.pdf



本年の最低賃金をめぐる審議をどうみるか

最低賃金の審議は、中央最低賃金審議会による目安の提示を受けて、47 都道府県の地方最低賃金審議会では審議が始まる。今年は、中央最低賃金審議会の公益委員見解に、「地方審議会への期待」として、「発効日（引き上げられた最低賃金が適用になる日）についての議論」が盛り込まれた。これは昨年までには無かったことだ。つまり、中央最低賃金審議会は引上げ額の目安を示しただけでなく、発効日についても地方で独自に決めるように、と積極的に呼びかけたのである。これは発効日が、答申日（地方審議会が引上げ額を答申する日）から起算して手続きにかかる期間を経て最短の日であるという、昨年までほとんどの都道府県で用いられた発効日の設定を、地方審議会の審議で独自に後ろ倒しすることを示唆したわけである。

発効日を自由に設定することが示唆され、何が起きたか？発効日に大きなばらつきが生じた。遅い発効日を設定した県として、秋田県の 2026 年 3 月 31 日、群馬県の 2026 年 3 月 1 日、徳島県・福島県・大分県・熊本県の 4 県の 2026 年 1 月 1 日がある。2025 年 11 月 1 日以降の発効日を答申した地方は、27 府県に上る。発効日を遅らせる積極的な理由には、（１）年末にかけて年収の壁を意識する働き手がいるが、賃金が 10 月から上がることで人手不足に拍車がかかり、年内発効は厳しい、（２）最低賃金が上がると働く人の賃金表を改定せねばならず（企業内でもっとも低かった賃金だけでなく、それより高い人たちの賃金も上げる必要がある）、準備期間が必要、というものが従来からある。

今年の実効金額は、63 円または 64 円と、例年になく高かった。最低賃金の引上げ額は、目安に加えて地方審議会による上乗せであるから、目安の金額が高ければ高いほど、賃上げが遅れることによる労働者にとってのロスは大きくなる。たとえば秋田の場合、目安 64 円、上乗せ 16 円の合計 80 円の賃上げ（最低賃金の増額）であるが、これが実現するのは 2025 年 10 月 1 日から数えると半年後であり、それまでは 951 円の最低賃金が続く。そうすると、1 年間にならした（2025 年 10 月から 2026 年 9 月までの）最低賃金は 991 円だ。1000 円に達していない。筆者の試算では、47 都道府県のうち、発効日の影響を考慮すると、目安を 1 円以上、下回る引上げであったのは 25 府県であり、それらの府県で働く労働者数は、全体の 47% に上る。すなわち、全国の労働者の半数近くについて、適用される最低賃金は目安ほどには上がっていない。全体の上昇率も、発効日を考慮すると 5.8%（全国加重平均）だ。「全都道府県で 1000 円超え・上昇率 6.3%」という数字は、発効日の後ろ倒しを考慮すると割り引いて解釈すべきなのである。